

障害者の雇用確保に関する要請書

平素は、障害者雇用の促進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県における民間企業に雇用されている障害者数については、平成30年6月1日現在で、実雇用率 2.23%となりましたが、法定雇用率達成企業の割合は 54.8%であり、半数近くの企業で未達成となっている状況です。

県といたしましては、さらなる障害者雇用の促進を図るため、知事を本部長として、労働、教育、福祉をはじめとする県関係部局および滋賀労働局で組織する「滋賀県障害者雇用対策本部」において、一体的かつ総合的な取組を進めているところです。

また、今年度から、県庁内にワーキングチームを設置し、法定雇用率の達成に留まることなく、障害の有無に関わらず全ての職員がいきいきと働く県庁の実現を目指して、検討を進めているところです。

貴団体の会員などの皆様には、障害者の雇用促進と安定に、これまでもさまざま御尽力を賜っているところでありますが、一人でも多くの障害者が、その希望と能力に応じて多様な働く場に参画し、力を発揮できる環境づくりを進めていくため、会員などの皆様に、障害者の一層の雇用促進と定着に向けた積極的な取組を促していただきますよう、今後とも特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年9月26日

一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会

会長 井元 敏雄 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

三日月 大造

